



～ 『自然と暮らしを守る ふるさとづくり』の実現 ～

# 第2次 玉名市環境基本計画

## ＜環境政策アセスメント 2020＞



## 1. 「環境政策アセスメント」とは？

- ・ **市民参加**により環境に係る事務事業を**評価**する制度
- ・ 詳細は、第2次玉名市環境基本計画に規定
- ・ 2020年度は、初のオンライン実施

## 2. 「環境政策アセスメント」の目的は？

- ・ **市民の意見**を市の環境に係る事務事業に**反映**する！

## 3. 今回、皆さんにやっていただくことは？

- ・ 11の**評価指標**と3つの**評価基準**を念頭に
- ・ 施策区分1～11の動画を視聴し
- ・ 細事業を**直感で評価**する！！

## ◆ 評価指標

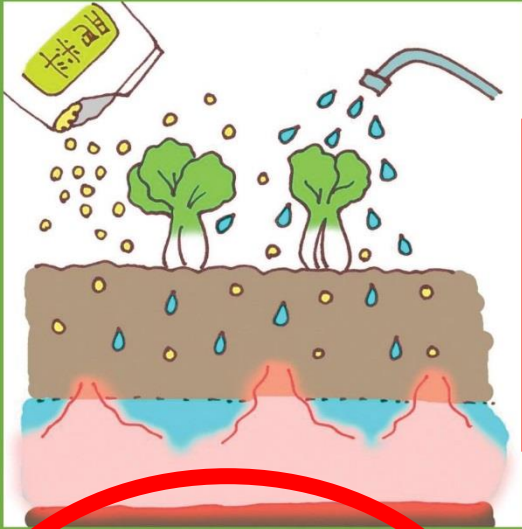
主要施策	施策区分	評価指標 1	評価指標 2	評価指標 3
自然環境の保全	①地下水の保全 	硝酸性窒素が検出しない	除草剤の使用量△25%	水質が現在よりも改善
	②河川環境の保全 	自然に近い川岸が保護される	生活雑排水の適正処理率アップ	生き物が豊富
	③沿岸環境の保全 	魚介類の再生	ごみがない	自然に近い海岸が保護される
	④森林環境の保全 	森林から竹が駆除される	広葉樹の増加	定期的の間伐が実施される
環境保全への意識啓発	⑤環境保全意識の向上 	自然環境に関心がある市民の割合が 80%以上	ISO14001 事業所の増加	ごみ拾い活動の実施回数増加
	⑥環境保全活動の支援 	環境保全活動団体数が増加	小中学校の環境保全実施件数が増加	環境保全型農業の増加
	⑦公害の防止 	企業倫理の復活	騒音苦情発生率が現状よりも改善	大気・水・土壌汚染数値の減少
	⑧温暖化の防止 	バイオマス発電施設が増加	節電取組み件数が増加	公共交通機関利用者の拡大
循環型社会の形成	⑨ごみ分別収集の推進 	資源ごみ種類ごと回収量が増加	分別方法の認識向上	ごみ減量 10%
	⑩循環型社会システムの構築 	生ごみの堆肥化向上	住民の意識向上 (3Rに努める)	再利用率は 70%を超えている
	⑪不法投棄の監視強化 	地域住民の監視の目が厳しくなる	住民の意識向上 (ポイ捨てしない)	不法投棄の発生率が現在よりも改善

## ◆ 評価基準

要素	基準の解説
妥当性	<p>評価指標を実現するために、当該事務事業が妥当であるか？ 例)「事業内容が指標の趣旨に適合しているか?」「関係のない事業ではないか?」</p> <p>○ : 妥当である                      × : 妥当でない</p>
必要性	<p>評価指標を実現するために、当該事務事業が必要であるか？ 例)「他の事業と重複していないか?」「民間でやるべき事業ではないか?」</p> <p>○ : 必要である                      × : 必要でない</p>
有効性	<p>評価指標を実現するために、当該事務事業が有効であるか？ 例)「事業を実施することで、期待されるような効果が得られそうか?」</p> <p>○ : 有効である                      × : 有効でない</p>

# ◆具体的な評価方法

## ①地下水の保全



### 評価指標

1. 硝酸性窒素が検出しない
2. 除草剤の使用量△25%
3. 水質が現在よりも改善

### 評価の対象となる事務事業

【地下水保全事業】

No. 1

【旧焼却場等跡地水環境整備事業】

No. 2~No. 5

## No. 1 【地下水保全事業】

### 地下水採取量報告業務

県地下水保全条例に基づき、地下水採取者から毎年1回採取量報告を受け付け、取りまとめの上、県に提出する。



井戸の吐出口

### 昨年度の評価

妥当性 × 必要性 有効性

### 評価後の対応

なし

予算額 136 千円

往信返信郵便代 (110 千円)、

時間外勤務手当 (26 千円)

『自然と暮らしを守る ふるさとづくり』の実現のため、  
一人でも多くの皆さまのご意見をお聞かせください！！

